

【資料1】障害児通所支援について

川久保皆実議員
令和8年定例会9月定例会議
一般質問資料

※赤色下線は川久保皆実議員による。

出典

障害児通所支援等に関するつくば市の申請書様式『同意書』から一部抜粋

所得区分			利用者負担上限月額
<u>一般2</u>	障害者	本人及び、配偶者が市町村民税課税であり、かつ、市町村民税所得割の合計額が <u>16万円以上</u> である。	<u>37,200 円</u>
	障害児	世帯が市町村民税課税であり、かつ、 <u>世帯全員の市町村民税所得割の合計額が28万円以上</u> である。	
<u>一般1</u> ※	障害者	本人及び、配偶者が市町村民税課税であり、かつ、市町村民税所得割の合計額が <u>16万円未満</u> である。	9,300 円
	障害児	世帯が市町村民税課税であり、かつ、 <u>世帯全員の市町村民税所得割の合計額が28万円未満</u> である。	<u>4,600 円</u>
低所得	障害者	本人及び、配偶者が市町村民税 <u>非課税</u> である。	0 円
	障害児	世帯が市町村民税 <u>非課税</u> である。	
生活保護	生活保護受給世帯である。		0円



障害児通所支援	①児童発達支援
	②放課後等デイサービス（就学児対象）
	③居宅訪問型児童発達支援
	④保育所等訪問支援

➡ 0～2歳児が利用できるのは①③④

【資料2】特別児童扶養手当について

※赤色下線は川久保皆実議員による。

出典 厚生労働省ウェブサイトから一部抜粋



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/huyou.html>

特別児童扶養手当について

1 目的

精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

2 支給要件

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

3 支給月額(令和8年4月より適用)

1級 58,450円

2級 38,930円

4 支払時期

特別児童扶養手当は、原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5 所得制限

受給資格者(障害児の父母等)もしくはその配偶者又は生計を同じくする扶養義務者(同居する父母等の民法に定める者)の前年の所得(※1)が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

(単位:円、令和3年8月以降適用)

扶 養 親族等 の 数	受給資格者 本 人		受 給 資 格 者 の 配 偶 者 及 び 扶 養 義 務 者	
	所 得 額	参考:収入額の目安(※2)	所 得 額	参考:収入額の目安(※2)
0	4,596,000	6,420,000	6,287,000	8,319,000
1	4,976,000	6,862,000	6,536,000	8,586,000
2	<u>5,356,000</u>	7,284,000	6,749,000	8,799,000
3	5,736,000	7,707,000	6,962,000	9,012,000
4	6,116,000	8,129,000	7,175,000	9,225,000
5	6,496,000	8,546,000	7,388,000	9,438,000

※1 所得額は、地方税法の都道府県民税についての非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額です。

※2 ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額です。

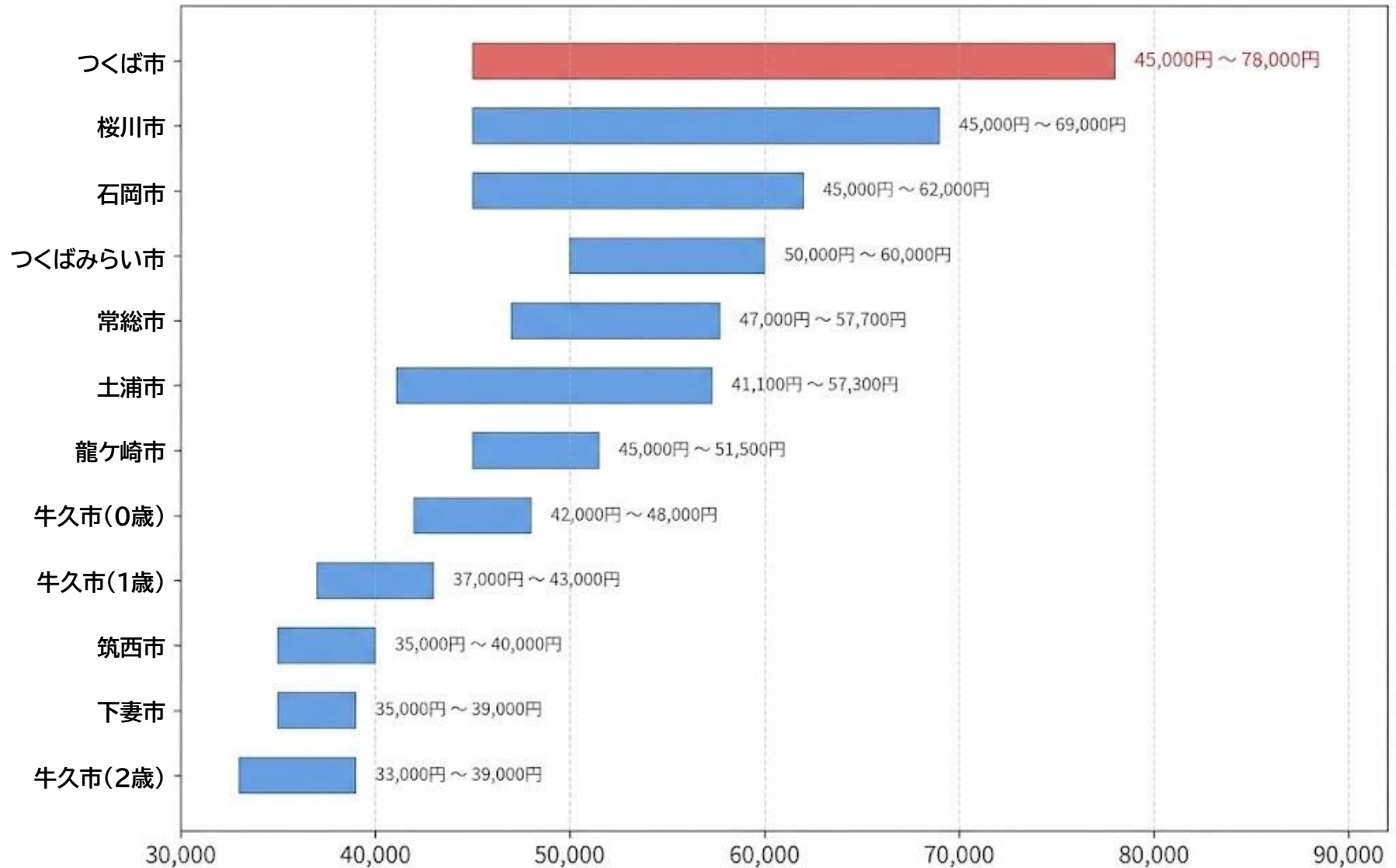
6 支給手続

住所地の市区町村の窓口へ申請してください。

【資料3】認可保育施設の利用者負担額について

川久保皆実議員
令和8年定例会9月定例会議
一般質問資料

【市民税所得割額28万円以上世帯】 認可保育施設利用者負担額の近隣自治体比較(0～2歳児・第1子・保育標準時間)



利用者負担月額(円)

※各自治体の情報をもとに川久保皆実議員が作成。

【資料4】市長公約事業の進捗状況

川久保皆実議員
令和8年定例会9月定例会議
一般質問資料

出典

『市長公約事業のロード
マップ2024-2028
(2026改訂版)』
から一部抜粋



<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/15/roadmap2026.pdf>

※赤色下線及び枠線は川久保皆実議員による。

評価結果

進捗	個票・指数	指標値がある事業	指標値がない事業
達成 S	<u>9/110個票※</u> (8.2%)	既に2028年度の目標値を達成している場合	当初の公約内容が実現した場合
順調 A	69/110個票 (62.7%)	2025年度の目標値を達成している場合	年次計画どおり進捗している場合
おおむね 順調 B	17/110個票 (15.5%)	2025年度の目標値を達成していないものの、進捗が80%を超えている場合	年次計画どおりではないものの着実な進捗がみられる場合
遅れ C	15/110個票 (13.6%)	2025年度の目標値に対し、進捗が80%に達していない場合	年次計画どおり進捗していない場合
未着手 D	0/110個票 (0.0%)	事業に着手していない場合	

※ 指標値がある事業の評価基準の詳細は、次ページ以降を御参照ください。

※ 市長公約は全99事業で構成されていますが、1つの公約事業の中に複数の事務事業（担当課や事業内容が異なる事業）を位置付けて、それぞれに個票を作成しているものがあることから、全部で110の個票の評価としています。

※赤色下線は川久保皆実議員による。

出典 東京都ウェブサイト
から一部抜粋



2 対象となるサービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

3 新たに対象となる児童

対象となるサービスを利用する0歳から2歳までの第一子

※年度の途中で満3歳に達する児童で、満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を含む

	第三子以降		第二子		第一子
	第一子が就学前	第一子が小学生以上	第一子が就学前	第一子が小学生以上	就学前
国制度	無償化	保護者負担2分の1	保護者負担2分の1	全額保護者負担	全額保護者負担
都制度＜現状＞	無償化	無償化	無償化	無償化	全額保護者負担
都制度 <u>＜令和7年9月～＞</u>	<u>無償化</u>	<u>無償化</u>	<u>無償化</u>	<u>無償化</u>	<u>無償化</u>



<https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2025/08/2025080401>

出典

太田市ウェブサイト
から一部抜粋



0-2歳児の児童発達支援等の利用料無償化



ページID : 0057624
更新日 : 2026年7月1日更新
[印刷ページ表示](#)

太田市では令和8（2026）年9月分から児童発達支援等を利用する0歳から2歳の利用者負担を無償化します。

[太田市独自無償化事業チラシ \[PDFファイル/160KB\]](#)

無償化となるサービス

1. 児童発達支援
2. 保育所等訪問支援
3. 居宅訪問型児童発達支援

対象となる児童

対象となるサービスを利用する0歳から2歳までの児童

（注釈）年度の途中で満3歳に達する児童で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含みます。

（注釈）国制度により3歳から5歳の児童の利用者負担はすでに無償化されています。



<https://www.city.ota.gunma.jp/site/kosodate/1057624.html>

※赤色枠線は川久保皆実議員による。

出典

神戸市ウェブサイト
から一部抜粋

KOBE

検索

神戸市役所

お問い合わせ

メニュー

児童発達支援

サービス概要

サービスの詳細

対象者(児)

利用料(自己負担額)

サービス概要

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童への発達支援やその家庭への支援を行います。

サービスの詳細

日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適応するための訓練等を個別支援計画に基づき提供します。

対象者(児)

療育の観点から支援の必要があると認められる3歳未満学齢の児童
※手帳の写像は問いません

利用料(自己負担額)

所得に関係なく満3歳になって初めての4月1日から就学前までは自己負担なし(0円)です。
それ以外の方は、原則として、利用料の1割を負担していただきます。ただし、世帯の所得に応じて1か月あたりの負担上限額(下表)が設定されます。
※利用料以外に、別途食費、おやつ代などの実費負担が発生することがあります。

神戸市の基準

所得区分	負担上限額(月額)
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円
市民税所得割額が 3万3千円未満の世帯	1,700円

(参考) 国の基準

所得区分	負担上限額(月額)
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円
市民税所得割額が 28万円未満の世帯	4,600円
市民税所得割額が 28万円以上の世帯	37,200円



https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/service_introduction/jidouhattatsushien.html

利用料(自己負担額)

所得に関係なく満3歳になって初めての4月1日から就学前までは自己負担なし(0円)です。

それ以外の方は、原則として、利用料の1割を負担していただきます。ただし、世帯の所得に応じて1か月あたりの負担上限額(下表)が設定されます。

※利用料以外に、別途食費、おやつ代などの実費負担が発生することがあります。

神戸市の基準

所得区分	負担上限額(月額)
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円

市民税所得割額が 3万3千円未満の世帯	1,700円
市民税所得割額が 28万円未満の世帯	4,600円
市民税所得割額が 46万円未満の世帯	13,600円
市民税所得割額が 46万円以上の世帯	16,620円

(参考) 国の基準

所得区分	負担上限額(月額)
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円
市民税所得割額が 28万円未満の世帯	4,600円
市民税所得割額が 28万円以上の世帯	37,200円

出典

『つくば市文章生成AI
利活用ガイドライン(第
1.0版、2024年10
月)』から一部抜粋

つくば市
文章生成AI利活用ガイドライン
第1.0版
2024年 10月

※本文1文目の赤色下線は川久保皆実議員による。

02

生成した回答の確認

生成 AI の回答には、虚偽や偏りのある意見等を含む可能性があるため、回答の根拠や裏付けを必ず確認してください。生成AIの回答の利用に当たっては、利用者に製造物責任があります。

考慮すべきリスク



製造物責任

生成AIを利用して生成したものを、十分に検証・チェックをせずに世に出した結果、その生成物によって責任を問われてしまう

リスクへの対応

- ✓ 生成 AI はあくまで補助的なツールであり、活用範囲を職員自身で適切に判断し、自らの責任の下に利用する必要がある
- ✓ 各自治体の状況を詳細に把握しているものではない
- ✓ **生成 AI の出力には、虚偽や偏りのある意見等を含む可能性があるため、必ず事実確認を行い、出力結果をそのまま用いることは十分な注意が必要**



出典

つくば市研修資料
『庁内業務における
生成AI利活用セミナー
(2026/08/26)』か
ら一部抜粋

株式会社TENHO
庁内業務における
生成AI利活用セミナー

※赤色枠線は川久保皆実議員による。

生成AIについての座学・デモンストレーション

【業務で使うときの4つの注意点】

何が起こるか

どう防ぐか

01 ハルシネーション

それらしい間違いを、自信満々に答えることがある。
文章が流暢なぶん、間違いに気づきにくい

根拠・出典を出させて、必ず人が最終確認する

02 入力データの学習利用

無料・個人向けのAIサービスでは、入力した内容がAI
の学習に使われる場合がある

業務では庁内管理の環境（ExaBase・庁内のCopilot）だ
けを使う

03 個人情報・機密情報

住民情報などをそのまま入力すると、庁外に情報が出
るリスクがある

個人情報は入れない・伏せ字にする。庁のガイドライン
に従う

04 著作権

生成された文章や画像が、既存の著作物に似てしまう
ことがある

広報物など公開するものは、そのまま使わず確認してか
ら使う

「使わない」ではなく、「安全な場所で・確認して使う」が答えです